

札幌方面南警察署告示第5号

道路交通法第51条の8第1項の規定に基づき、放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務（以下「確認事務」という。）を受託した者（以下「放置車両確認機関」という。）及び主たる事務所の所在地、放置車両確認機関が確認事務を行う区域及び期間を次のように定め、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月19日

札幌方面南警察署長 佐々木 基

- 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称
北海道クリーン・システム株式会社
 - (2) 主たる事務所の所在地
札幌市中央区北2条西2丁目15番地 STV北2条ビル
- 2 放置車両確認機関が確認事務を行う区域及び期間
 - (1) 区域
別紙「令和6年度駐車監視員活動ガイドライン」のとおり
 - (2) 期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間